

2025 年 7 月 22 日改訂 共同住宅等の変更料金の改訂他

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 非住宅に係る判定料金＞

別表 3

①【モデル建物法（小規模版を含む。以下同じ。）】 税抜金額（括弧内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 4 による）		
	A 種	B 種	C 種
100 未満	100,000×N (110,000×N)	67,000×N (73,700×N)	50,000×N (55,000×N)
100～300 未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
300～500 未満	132,000×N (145,200×N)	88,000×N (96,800×N)	66,000×N (72,600×N)
500～1,000 未満	164,000×N (180,400×N)	99,000×N (108,900×N)	78,000×N (85,800×N)
1,000～2,000 未満	197,000×N (216,700×N)	110,000×N (121,000×N)	88,000×N (96,800×N)
2,000～3,000 未満	219,000×N (240,900×N)	132,000×N (145,200×N)	110,000×N (121,000×N)
3,000～4,000 未満	252,000×N (277,200×N)	164,000×N (180,400×N)	132,000×N (145,200×N)
4,000～5,000 未満	285,000×N (313,500×N)	197,000×N (216,700×N)	154,000×N (169,400×N)
5,000～10,000 未満	329,000×N (361,900×N)	242,000×N (266,200×N)	187,000×N (205,700×N)
10,000～20,000 未満	384,000×N (422,400×N)	285,000×N (313,500×N)	219,000×N (240,900×N)
20,000～50,000 未満	438,000×N (481,800×N)	352,000×N (387,200×N)	264,000×N (290,400×N)
50,000～100,000 未満	548,000×N (602,800×N)	428,000×N (470,800×N)	329,000×N (361,900×N)
100,000～200,000 未満	712,000×N (783,200×N)	526,000×N (578,600×N)	424,000×N (466,400×N)
200,000～300,000 未満	986,000×N (1,084,600×N)	691,000×N (760,100×N)	527,000×N (579,700×N)
300,000～	1,313,000×N (1,444,300×N)	941,000×N (1,035,100×N)	713,000×N (784,300×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

②【標準入力法(主要室入力法を含む。以下同じ。)] 税抜金額(括弧内は税込金額)、単位：円

面積 (㎡)	用途分類 (別表 4 による)		
	A 種	B 種	C 種
100 未満	166,000 (182,600)	125,000 (137,500)	100,000 (110,000)
100～300 未満	200,000 (220,000)	150,000 (165,000)	120,000 (132,000)
300～500 未満	219,000 (240,900)	164,000 (180,400)	132,000 (145,200)
500～1,000 未満	274,000 (301,400)	187,000 (205,700)	154,000 (169,400)
1,000～2,000 未満	329,000 (361,900)	219,000 (240,900)	176,000 (193,600)
2,000～3,000 未満	384,000 (422,400)	264,000 (290,400)	219,000 (240,900)
3,000～4,000 未満	438,000 (481,800)	307,000 (337,700)	252,000 (277,200)
4,000～5,000 未満	493,000 (542,300)	362,000 (398,200)	285,000 (313,500)
5,000～10,000 未満	571,000 (628,100)	438,000 (481,800)	329,000 (361,900)
10,000～20,000 未満	658,000 (723,800)	527,000 (579,700)	384,000 (422,400)
20,000～50,000 未満	767,000 (843,700)	631,000 (694,100)	438,000 (481,800)
50,000～100,000 未満	941,000 (1,035,100)	746,000 (820,600)	548,000 (602,800)
100,000～200,000 未満	1,206,000 (1,326,600)	920,000 (1,012,000)	712,000 (783,200)
200,000～300,000 未満	1,589,000 (1,747,900)	1,206,000 (1,326,600)	931,000 (1,024,100)
300,000～	2,068,000 (2,274,800)	1,530,000 (1,683,000)	1,210,000 (1,331,000)

<別表 3 注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表 3 ①、標準入力法を使用する場合は別表 3 ②を適用する。

※2 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断する。

【用途分類】

※3 A 種、B 種、C 種の用途分類の適用については別表 4 による。

※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでも A 種が含まれるときは A 種

② A 種が全く含まれず、一部にでも B 種が含まれるときは B 種

※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。

【面 積】

※6 別表 3 の面積は、非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。ただし、増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積とする。

【割増加算】

※7 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表 3 ①記載の料金に乘じた額とする。ただし、モデル数が 2 以上の場合、工場モデルは 1 モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1. 0	1. 1	1. 2	1. 3	1. 4	1. 5

※8 建築基準法における確認又は計画通知を E R I 以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表 3 において適用される料金の 1 0 分の 1 の額（※10 が適用される場合は※10 で示す額の 1 0 分の 1 の額）を加算する。

※9 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表 3 ②において適用される料金の 1 0 分の 1 の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※12 又は※13 において算定された料金に別表 3 ②において適用される料金の 1 0 分の 1 の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※12 又は※13 中の「別表 3 から算定される料金」を「別表 3 ②において適用される料金に当該料金の 1 0 分の 1 の額を加算した料金」と読み替える。

【減額等】

※10 非住宅部分の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律 3 5, 0 0 0 円（税込 3 8, 5 0 0 円）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

※11 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第 30 条に基づく認定書（いずれも E R I で技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表 3 によらず※13 で定める額とする。

【計画変更】

- ※12 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表 3 から算定される料金（※8 が適用される場合は適用後の料金）の 10 分の 6 の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③※10 又は※11 が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

- ※13 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表 3 から算定される料金（※8 が適用される場合は適用後の料金）の 10 分の 5 の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

【その他】

- ※14 電子申請以外の申請による場合は一の申請につき 2,000 円（税込 2,200 円）を加算する。また、電子申請の場合において、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の電子交付に加え、紙面での発行を希望する場合も同様に加算する。ただし、複合建築物において別表 5 注意事項※10 が適用される場合については適用しない。
- ※15 E R I の指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、2,000 円（税込 2,200 円）を控除する。ただし、新規提出の場合（※10 が適用される場合を除く。）に限り適用し、複合建築物において別表 5 注意事項※11 が適用される場合については適用しない。
- ※16 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき 5,000 円（税込 5,500 円）とする。また、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。ただし、複合建築物において別表 5 注意事項※12 が適用される場合については適用しない。
- ※17 B E S T（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表 4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A 種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B 種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160

保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
自動車教習所	08410
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580

2025 年 7 月 22 日改訂 共同住宅等の変更料金の改訂他

	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C 種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A 種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B 種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C 種	工場

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 住宅に係る判定料金＞

別表 5

税抜金額（括弧内は税込金額）、単位：円

建築物の住宅部分（二住戸）	申請種別	料金	
	単独申請	45,000 (49,500)	
建築物の住宅部分（共同住宅・長屋・複合建）	申請種別	基本料金	戸当たり料金
	単独申請	120,000 (132,000)	3,000 (3,300)
	・共同住宅等の料金は、基本料金＋住戸数×戸当たり料金とする。 ・共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算する。		
	住戸数	共用部料金	
	100 戸以下	120,000 (132,000)	
	101 戸以上	次式で算出した額 $120,000 + (N - 100) \times 500$ N：対象となる建築物の住戸数	

＜別表 5 注意事項＞

【減額等】

※1 E R I で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース 2 による申請の場合は、別表 5 によらず次の額とする。計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様の額とするが、審査の結果を利用しない場合は※6 又は※8 を適用する。

①一戸建ての住宅 10,000 円（税込 11,000 円）

②共同住宅等 10,000 円（税込 11,000 円）に住戸数から 1 を減じた数（一部住戸の変更の場合は変更する住戸数）に 1,000 円（税込 1,100 円）を乗じた額を加算した額

※2 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも E R I で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表 5 によらず※8 で定める額とする（※4 が適用される場合も同様。）。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表 5 又は※4 で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書

②法第 30 条に基づく認定書

③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

※3 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべ

き部分がない場合は、別表 5 によらず、一律 35,000 円（税込 38,500 円）とする。

※4 一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸）、若しくは、原則、木造又は鉄骨造（混構造は除く。）で、延べ面積 1,500㎡以下かつ住戸数 28 戸以下の共同住宅等で、年間を通じて継続して 100 件以上の取引が見込め、判定の業務を効率的に実施することができると E R I が認める場合、別表 5 によらずそれぞれ次の額とすることができる。

建築物の住宅部分（一住戸）	申請種別	料金	
	単独申請	34,000 (37,400)	
建築物の住宅部分（共同住宅・長屋・複合）	申請種別	基本料金	戸当たり料金
	単独申請	35,000 (38,500)	6,000 (6,600)
	・ 共同住宅等の料金は、基本料金＋住戸数×戸当たり料金とする。 ・ 共用部の審査を行う場合は、共用部料金として 35,000 円（税込 38,500 円）を加算する。		

【増額等】

※5 建築基準法における確認又は計画通知を E R I 以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表 5 において適用される料金の 10 分の 1 の額（※3 が適用される場合は※3 で示す額の 10 分の 1 の額）を加算する。ただし、※4 の料金が適用される場合は適用しない。

【計画変更】

※6 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表 5 から算定される料金（※4 及び※5 が適用される場合は適用後の料金）の 10 分の 5 の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部の住戸に限られる場合は、変更する住戸数に 10,000 円（税込 11,000 円）を乗じた額、変更が共用部に限られる場合は、共用部の変更の額、変更が一部の住戸と共用部に渡る場合は、変更する住戸数に 10,000 円（税込 11,000 円）を乗じた額に共用部の変更の額を加算した額にそれぞれすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ①計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。）
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ④※3 が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

- ※7 計画変更の申請において、提出図書が E R I で行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の図書と同一である場合には、※6 によらず※1 の料金とすることができる。

【軽微変更該当証明申請】

- ※8 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表 5 から算定される料金（※4 及び※5 が適用される場合は適用後の料金）の 10 分の 5 の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部の住戸に限られる場合は、変更する住戸数に 10,000 円（税込 11,000 円）を乗じた額、変更が共用部に限られる場合は、共用部の変更の額、変更が一部の住戸と共用部に渡る場合は、変更する住戸数に 10,000 円（税込 11,000 円）を乗じた額に共用部の変更の額を加算した額にそれぞれすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- ※9 軽微変更該当証明申請において、提出図書が E R I で行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の図書と同一である場合には、※8 によらず※1 の料金とすることができる。

【その他】

- ※10 電子申請以外の申請による場合は一の申請につき 2,000 円（税込 2,200 円）を加算する。また、電子申請の場合において、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の電子交付に加え、紙面での発行を希望する場合も同様に加算する。
- ※11 E R I の指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、2,000 円（税込 2,200 円）を控除する。ただし、新規提出の場合（※1～※3 のいずれかが適用される場合を除く。）に限り適用する。
- ※12 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき 5,000 円（税込 5,500 円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金>

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表 3、住宅部分については別表 5 により算定される料金の合計額とする。ただし、別表 3 注意事項※10 と別表 5 注意事項※3 が同時に適用される場合は、35,000 円（税込 38,500 円）とする。
- ・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

別記様式第 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

日本 E R I 株式会社 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書号】

第 - - - - 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】

年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
第 ERI- -E5 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第 2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による

軽微変更該当証明書

第 年 月 号 日

建築主 様

日本 E R I 株式会社
代表者役職及び氏名

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に応当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

建築名称

建築物の用途

用途（非住宅）

工事種別

構造

延べ面積 m² 階 数 地上 階 地下 階

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

日本 E R I 株式会社
代表者役職及び氏名

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

日本 E R I 株式会社
代表者役職及び氏名

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所

（理由）

（備考）